

# 山梨県公報

号外第十九号

平成十九年

三月二十二日

木 曜 日

## 目 次

山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則	一
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	一
人事委員会	
山梨県職員の留学費用の償還に関する規則	三
公安委員会	
山梨県留置施設視察委員会に関する規則	五
その他	
山梨県議会会議規則の一部を改正する規則	一
山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則	一

## 規 則

### 山梨県規則第十三号

山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県鳥獣保護員設置規則の一部を改正する規則

第三条第一号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同条第三号中「鳥獣保護思想の普及啓蒙」を「鳥獣の保護を図るための事業に関する普及啓蒙」に改め、同条第四号中「せい息」を「生息の」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 鳥獣の保護のための管理に関する指導及び助言に関すること。

### 附 則

この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

### 山梨県規則第十四号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年山梨県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条第五項及び第十四条第三項」を「第十二条第六項及び第十四条第四項」に改める。  
第十条第八号中「第七条第九項」を「第七条第十項」に改め、同条第九号中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十一項及び第十二項」に改め、同条第十号中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項」に改める。

第一号様式中

網・わな 免許	1 網	2 わな
------------	-----	------

網猟免許

わな免許

「 3 ライフル銃」を「 1 ライフル銃」 「 4 散弾銃」

を「 2 散弾銃」 「 5 空気銃」を「 3 空気銃」 「 6 空気銃」を「 4

空気銃」 「

網・わな  
免許



「 網・わな猟免許 1 網 2 わな」

「 網猟免許  
わな猟免許」

「 3 ライフル銃」 や 「 1 ライフル銃」

「 2 散弾銃」 や 「 5 空気銃」 や 「 3 空気銃」

「 網・わな猟免許  
網猟免許  
わな猟免許」


「 網・わな猟免許」

「 網猟免許  
わな猟免許」

「 網・わな猟免許に  
係る登録 1 網 2 わな」

「 都道府県知事名」

「 網猟免許に  
交付年月日  
狩猟免状の番号  
わな猟免許」

係る登録	都道府県 知事名		交付年月 日		狩猟免
に係る登録	都道府県 知事名		交付年月 日		狩猟免

状の番号		「 3 ライフル銃 」	「 1 ライフル銃 」	「 6 空気銃」を 「 4 散弾銃 」	「 5 空気銃 」
状の番号					

「 4 空気銃」に改める。  
 第五号様式及び第七号様式を「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。  
 第八号様式中「第7条第9項」を「第7条第10項」に改める。  
 第九号様式を「第7条第10項」を「第7条第11項」に、「第7条第11項」を  
 「第7条第12項」に改める。  
 第十号様式を「第7条第12項」を「第7条第13項」に、「第7条第13項」を  
 「第7条第14項」に改める。

網・わな	

網	わな

第十三号様式中  
を  
に改める。


附則  
この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

### 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)に規定する職員の留学費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(留学)

第二条 条例第二条第二項の人事委員会規則で定める研修(以下「留学」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして人事委員会が定める研修とする。

- 一 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- 二 県が必要な費用を支出するものであること。
- 三 条例第一条第二項に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(留学費用)

第三条 条例第一条第三項の人事委員会規則で定める費用(以下「留学費用」という。)

は、次に掲げる費用とする。

- 一 山梨県職員旅費条例（昭和三十三年条例第五十六号）による旅費
- 二 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づき大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用
- 三 留学に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

（国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）

**第四条** 条例第二條第四項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫
- 二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（同条第二項に規定する特定独立行政法人を除く。）
- 三 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
- 四 前各号に掲げる法人のほか、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人
- 五 人事委員会がこれらに準ずる法人であると認められたもの

（留学を命ずる職員に対して明示すべき事項）

**第五条** 任命権者は、留学の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該留学が条例第二條第二項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に留学を命ずるに当たっては、当該職員に当該留学の期間を明示しなければならない。留学を命じた後に当該留学の期間を変更する場合も、同様とする。

（条例第三條第一項に該当する者に対する通知）

**第六条** 任命権者は、条例第三條第一項に該当する者に対し、速やかに、留学の名称及び期間、留学のために県が支出した留学費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（条例第三條第一項第二号の人事委員会規則で定める率）

**第七条** 条例第三條第一項第二号の人事委員会規則で定める率は、六十月から同号の職

員としての在職期間の月数を控除した月数を六十月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- 一 月により期間を計算する場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百零三条に定めるところによる。
- 二 一月に満たない期間が二以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、三十日をもって一月とする。

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

**第八条** 条例第三條第三項第一号の人事委員会規則で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
- 二 前号の規定の適用については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条に規定する派遣職員（次条において「派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）以下「補償法」という。）第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条において同じ。）を公務とみなす。

（条例第三條第一項の規定が適用されない場合）

**第九条** 条例第四條第四号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 派遣職員の派遣先の機関の業務を公務とみなした場合に条例第四條第一号に該当する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、条例第四條第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合

**第十条** 条例第四條第六号の人事委員会規則で定める場合は、組織の改廃に伴い条例の規定により特別職地方公務員等（条例第二條第四項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため離職した場合とする。

（特別職地方公務員等となった者に関する特別）

**第十一条** 条例第五條第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する条例第三條第三項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定若しくは第四条に規定する法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第一条の二に規定する通勤、労働者災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。次条第一号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 国家公務員法第八十二条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間（法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

三 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成十七年法律第十五号）第三条第一項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条第一項の規定による育児休業をした期間

**第十二条** 条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

イ 国家公務員法第七十八条第二号又は地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合

ロ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

二 国家公務員法第七十八条第四号又は地方公務員法第二十八条第一項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

三 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（国家公務員法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

四 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

五 前各号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合  
（報告）

**第十三条** 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において実施した留学の名称及び当該留学を命ぜられた職員の数並びにかつて留学を命ぜられた職員のうち、当該年度内において離職（条例第五条第二項の規定により離職とみなされる場合を含み、条例第四条第五号又は第六号に該当して離職した場合を除く。）又は死亡した者の留学及び留学費用の償還に関する状況その他必要な事項を人事委員会に報告しなければならない。  
（雑則）

**第十四条** この規則に定めるもののほか、職員の留学費用の償還に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
**附則**  
この規則は、条例の施行の日から施行する。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県留置施設視察委員会に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

### 山梨県留置施設視察委員会に関する規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二十二条第一項及び山梨県留置施設視察委員会条例（平成十九年山梨県条例第四号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、山梨県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

**第二条** 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- 一 施設の概要
- 二 収容基準人員及び被留置者数の推移

三 施設の管理の体制  
四 参観の拒否の状況  
五 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は損取の状況  
六 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況  
七 法第九十条第一項又は第二百八条第一項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況  
八 戒具及び保護室の使用状況  
九 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例  
十 審査の申請、再審査の申請、法第二百三十一条第一項又は第二百三十二条第一項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果  
2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。  
一 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合  
二 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合  
三 委員会からの意見を受けて措置を講じた場合  
(会議)  
**第三条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。  
2 警務部監察課長(以下「監察課長」という。)は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。  
3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。  
(会議録の作成)  
**第四条** 委員会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。  
一 開催日時及び場所  
二 出席者  
三 議事の概要  
四 その他必要な事項  
2 会議録は、監察課長において、調製し、保存する。  
(委員の上申)  
**第五条** 監察課長は、法第二十一条第二項に規定する者で、委員会の委員としてふさわしいと認める者を留置施設視察委員会委員任命上申書(第一号様式)により、公安委員会に上申するものとする。

(任命等)  
**第六条** 公安委員会は、前条の規定により上申された者について審査の上、委員会の委員を任命するものとする。  
2 委員会の委員の任命は、任命書(第二号様式)を交付して行う。  
3 委員の再任又は欠員に伴う任命の手続については、前二項の規定を準用する。  
(解任等)  
**第七条** 監察課長は、委員会の委員が条例第二条第四項の規定に該当するときは、留置施設視察委員会委員解任上申書(第三号様式)により、公安委員会の解任を上申するものとする。  
2 公安委員会は、前項の規定により上申された者について審査を行い、解任に該当すると認めるときは、当該委員に対し、解任通知書(第四号様式)を交付して解任するものとする。  
(委任)  
**第八条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
**附則**  
この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

山梨県公安委員会 殿

警務部 監察課長

留置施設視察委員会委員任命上申書

山梨県留置施設視察委員会に関する規則第6条の規定により、次の者を上申します。

フリガナ		男	年 月 日(生) ( 歳)
氏名		女	
本籍			
住所			
職業			
勤務先			
連絡先			
経歴			
推薦の理由			
備考			

(日本工業規格A列4番)

殿

山梨県留置施設視察委員会委員に任命する

期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

山梨県公安委員会 印



第3号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

山梨県公安委員会 殿

警務部 監察課長

留置施設視察委員会委員解任上申書

山梨県留置施設視察委員会に関する規則第7条の規定により、次の者の解任を上申します。

フリガナ 氏 名	-----	男 女	年 月 日 (生) ( 歳)
本 籍			
住 所			
職 業			
勤 務 先		連絡先	
解 任 事 由			
備 考			

(日本工業規格A列4番)

殿

山梨県留置施設視察委員会委員を解任する

年 月 日

山梨県公安委員会 印

## その他

### 山梨県議会規則第一号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年三月二十二日

山梨県議会議長 太田道夫

### 山梨県議会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第三十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第七十二条第二項中「第九九条の二第三項」を「第九九条の二第四項」に改める。

第九十九条中「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第二項」を「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」に改める。

第一百零二条中「つえ」を削る。

第一百零九条中「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第二項」を「第三十八条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県議会議規則第二号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年三月二十二日

山梨県議会議長 太田道夫

### 山梨県議会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会議規則（昭和四十六年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴」を「会議の傍聴」に改める。

第五条を削る。

第六条に次の一項を加える。

3 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券の所定の箇所に、自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

第六条を第五条とする。

第七条に次の一項を加える。

3 特別傍聴券の交付を受けた者は、当該特別傍聴券の所定の箇所に、自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 携帯電話等の通信機器類は電源を切る等無音とすること。

第十二条を第十条とし、第十三条から第十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

表 面 180 ミリメートル

No. _____ 平成 年 月 日 当日限 <h2 style="text-align: center;">山梨県議会傍聴券</h2> <p style="text-align: center;">山梨県議会</p> 55 ミリメートル ※裏面の「傍聴される方へ」をお読みください。	住所・氏名 (必ず記入願います) 住所： _____ _____ _____ 氏名： _____ _____
---	---

裏 面

**傍聴される方へ**

- 1 この券は、記載された日に限り有効です。
- 2 この券に住所、氏名を記入してください。
- 3 この券をお持ちの方は、一般傍聴席に入ることができます。
- 4 係員からこの券の提示を求められたときは提示してください。
- 5 傍聴人は議場に入ることではありません。
- 6 傍聴席では、静粛にし、次の事項を守ってください。
  - (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 激論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、セツケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、たれ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の通信機器類は電源を切る等無音とすること。
- (6) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 傍聴席において写真撮影又は録音等は禁止されています。
- 8 議長が退場を命じたときは、速やかに退場するとともに傍聴券を係員に返還してください。
- 9 山梨県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。

第2号様式

180ミリメートル

表面

No. _____	
平成 年 月	定例会（臨時会）会期中
<b>山梨県議会特別傍聴券</b>	
山梨県議会	
55ミリメートル	
※裏面の「傍聴される方へ」をお読みください。	
住所・氏名（必ず記入願います）	
住所： _____	
_____	
_____	
氏名： _____	
_____	

裏面

**傍聴される方へ**

- この券は、記載された期間に限り有効です。
- この券に住所、氏名を記入してください。
- 特別傍聴券所持者は、特別傍聴席に入ることができます。
- 特別傍聴席に入場するときは、指定の入り口でこの券を係員に提示してください。
- 係員からこの券の提示を求められたときは提示してください。
- 特別傍聴券所持者は議場に入ることができません。
- 山梨県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。
- 記載された期間内に特別傍聴券を破棄し、紛失した時は速やかに届け出てください。
- 特別傍聴券は、原則として再交付しません。

第三号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番